

平成29年度 フォークリフト運転技能講習修了助成事業実施要領

平成29年4月3日
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
滋賀県支部

1. 助成対象者

県内の会員事業所に在籍する従業員（社会保険加入者）が、当該年度にフォークリフト運転技能講習を受講し、修了証を取得した者。

但し、当該年度にあっても、県内の会員事業所在籍中にフォークリフト運転技能講習を受講し、修了証を取得した者に限る。

2. 予算

20万円

3. 申込要領

様式1「フォークリフト運転技能講習修了助成金交付申請書」及びフォークリフト運転技能講習修了証並びに健康保険証の写しを添付し、陸災防事務局に提出して下さい。

4. 助成金額

2,000円（1会員事業者あたり10名を限度とする。）

5. 申請期間

平成29年4月3日～平成30年2月28日

※予算の範囲内で申込順に助成します。

フォークリフト運転技能講習修了助成金交付要綱

平成26年9月17日制定
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
滋賀県支部

(目的)

第1条 この要綱は、労働安全衛生法に定めるフォークリフト運転技能講習を受講し、修了した陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部（以下「陸災防」という。）の会員に対し、フォークリフト運転技能講習の受講促進をはかるため、受講に要した費用の一部を助成金として交付するにあたり、必要な事項を定め、適正かつ円滑に推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、当該年度にフォークリフト運転技能講習を受講し、かつ、修了証を取得した県内の会員事業所に在籍する従業員で社会保険に加入している者とする。

但し、当該年度にあっても、県内の会員事業所在籍中にフォークリフト運転技能講習を受講し、修了証を取得したものに限る。

(助成の交付額)

第3条 会員に対する助成金の交付額は、修了者1名につき2,000円を助成する。ただし、1会員事業者につき10名までとする。

(交付申請)

第4条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「フォークリフト運転技能講習修了助成金交付申請書」に必要な書類を添えて陸災防に提出しなければならない。

(交付申請期限)

第5条 前条の助成金交付申請期限は毎年2月末日（必着）までとする。但し、予算額に達した時点で締め切るものとする。

(助成金の交付)

第6条 陸災防は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

2 助成金の交付については、会費滞納事業者に対する取扱規程を適用する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、理事会をもって決定する。

(付則)

第1条 この要綱は平成26年4月1日から適用する。

(付則)

第1条 この要綱は平成27年4月28日から適用する。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
滋賀県支部 支部長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号

㊟

フォークリフト運転技能講習修了助成金交付申請書

フォークリフト運転技能講習修了助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について下記のとおり申請します。

記

助成金申請額 _____ 円

※修了者数×2,000円

1. 内訳

修了者数 _____ 名 (別紙修了証写し参照)

2. 振込先銀行口座

銀行名		支店名	
種 別	当 座 ・ 普 通	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

3. 添付書類

- フォークリフト運転技能講習修了証 (写)
- 健康保険証 (写)